平成 25 年５月 10 日

各　　位

会　社　名　　株式会社　大戸屋ホールディングス
代 表 者 名　　代表取締役会長　三森　久実
（　ＪＡＳＤＡＱ　・　コード２７０５　）
問 合 せ 先
役職・氏名　　専務取締役経営企画部長　濵田寛明
電　　話　　０４２２－２６－２６００

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年５月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年６月25日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．変更の理由

(1) 機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を 2,872 万株に変更するものであります。

(2) 機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことができるよう規定を新設するものであります。

(3) 期末配当、中間配当以外にも基準日を定めて配当ができるよう規定を新設するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成25年６月25日（火）
定款変更の効力発生日　　平成25年６月25日（火）

以上

別　紙

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第５条（条文省略）	第１条～第５条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式数は、1,880 万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式数は、2,872 万株とする。
第 7 条～第 42 条（条文省略）	第 7 条～第 42 条（現行どおり）
（期末配当金） 第 43 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（削　除）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第 43 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会決議により定める。
（中間配当金） 第 44 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（削　除）
（新　設）	（剰余金の配当基準日） 第 44 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（期末配当金等の除斥期間） 第 45 条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	（配当金の除斥期間） 第 45 条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２　未払の配当金には利息をつけない。

以上